

# 広告物相互の間隔の取り扱い

道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域では、自家用広告物や管理用広告物を除き、広告物の表示及び掲出物件の設置を禁止又は制限する規定があります。

その制限のうち、岡崎市屋外広告物条例施行規則別表第2第2項第1号イ(ア)で規定する広告物相互の間隔についての取り扱いは以下のとおりです。

広告板の表面と裏面が同時に視認できない場合は、表面と裏面の表示内容が異なっても、広告物相互の間隔の基準に違反しないものとする。

表裏の表示内容が同じ

表裏の表示内容が違う

どちらも広告物相互の間隔の基準に違反しない

複数の広告物を集約して表示する場合、下記の内容を満たすものに限り、ひとつの広告物として取り扱い、広告物相互の間隔の基準に違反しないものとする。

**集約して表示**

- ・ひとつの掲出物件に表示すること。
- ・縦に並べる場合は、広告物の横幅を揃えること。
- ・横に並べる場合は、広告物の高さを揃えること。
- ・広告物及び掲出物件全体の幅又は長さ、及び地表からの高さが基準に適合していること。
- ・表示する広告物の表示面積の合計が基準に適合していること。
- ・広告物の間隔を詰めて表示すること。

縦に並べる

横に並べる